

ダム管理設備等点検・整備業務
(畑川ダム維持管理業務委託)
(大野ダム維持修繕業務委託)

特記仕様書

令和7年度

1. 工事番号 大6府債畑ダム維管第1502号の2の2
大6畑ダム維管第1502号の2の6
大6ダム維修第1500号の2の2
2. 工事名 畑川ダム維持管理業務委託（ダム管理設備等点
検・整備業務）
大野ダム維持修繕業務委託（ダム管理設備等点
検・整備業務）
3. 施工場所 船井郡京丹波町下山他 地内
4. 工期 契約（締結日）又はその翌日から
令和8年3月31日まで

京都府大野ダム総合管理事務所

第1章 総則

第1節 適用

本仕様書は京都府大野ダム総合管理事務所のダム管理設備等点検・整備業務（以下「本業務」という）に適用する。

第2節 目的

本業務は、設備の正常な機能及び性能の維持を目的として行う。

第3節 用語の定義

本仕様書による用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 保守 設備の機能、性能及び耐久性を保持するため実施する点検、整備並びに修理をいう。
- (2) 点検 測定器具または、目視等により設備の動作状態及び損耗の程度を調査し、その良否を判断する作業をいう。
- (3) 整備 損耗部品の取替え、及びビス類の増締め、注油等の処理、機能回復、維持のための調整並びに清掃等の作業をいう。
- (4) 修理 故障部分の修繕、機能回復または耐久性確保のための部品等の取替え及び調整作業をいう。

第4節 委託業務の内容

本業務の内容は、次の各号に掲げる業務とする。

1. ダム管理設備等点検業務・巡回点検業務（外観機能点検）
2. ゲート設備等点検業務

履行場所

本業務の履行場所は、次のとおりとする。

1. ダム管理設備等点検業務
 - ・巡回点検業務（外観機能点検）
 - 大野ダム総合管理事務所（電気室、発電機室、監査廊・クレスト2次変電所、監査廊、予備・クレストゲート室・係船・流木止設備）
 - 畑川ダム管理所（電気室、発電機室、曝気室、水位計室、放流バルブ室、管理用発電機、係船・流木止設備）
 - 大野・鉢伏山頂中継局、
観測・警報局（島・静原・田歌・知見・佐々里・盛郷・河内谷・洞・山家・本庄・安栖里・広瀬、畑郷・黒瀬）

2. ゲート設備等点検業務 畑川ダム管理所

第5節 業務の実施

本特記仕様書第1章第4節に定める各業務の履行は、本特記仕様書第2章及び第3章に定めるところにより、別紙-1「巡回点検整備要領」、別紙-2「畑川ダムゲート設備点検整備要領」に基づき実施するものとする。

第6節 一般業務

- 1, 受注者は業務の目的及び内容を理解し、業務の履行に必要な技術及び資格を有するものを業務に従事させることとする。
- 2, 業務に従事する者は（以下「従事者」という。）業務の履行に専念し、円滑な履行に努めなければならない。
- 3, 従事者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、利用、若しくは窃用してはならない。
- 4, 従事者は、業務の履行に直接関係の無い場所に立ち入ってはならない。
- 5, 従事者は、自ら安全確保に努め、作業場所での火気等の取り扱いに留意しなければならない。
- 6, 従事者は、他の業務とその履行場所が交錯する場合は、請負者相互間で業務が円滑に進むよう調整するものとする。

第7節 従事者

本業務の従事者は、各種法令に基づく有資格者で基礎的な技術知識を有し、かつ相当程度の経験を有する技術員及び高度な専門的技術を習得し熟練した技術者により行うものとし、技術員、技術者の組み合わせにより実施するものとする。

第8節 管理技術者

受注者は、管理技術者を定め、業務に関する一切の処理にあたらせるものとする。

第9節 打ち合わせ

管理技術者は、監督職員と連絡を密にし、指示、協議事項はその都度記録し、次回打ち合わせ時に相互に確認するものとする。

第10節 技術基準

本業務の履行に当たっては特記仕様書による他、次の各号に掲げる関係基準等によるものとする。

- (1) ダム・堰施設技術基準
- (2) ダム用ゲート開閉装置点検整備要領
- (3) 国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編（ダム編）
- (4) 電気設備技術基準
- (5) その他関係法規

以上は年度の最新版を採用

第11節 計測器具等

1. 受注者は、業務遂行に必要な、計測機器及び工具を準備しなければならない。業務に使用する計測器具は、トレーサビリティによる有効期間等を記録し、事前に監督職員に提出すること。
2. 業務に直接必要な図書、予備品及び測定機器類等は監督職員の許可を得て使用することができる。

第12節 履行上の責任

業務の履行中及び後に生じた障害であっても、明らかに受注者の責に起因すると認められるものについては、受注者の責任において速やかに処置するものとする。

第13節 業務の履行

- 1, 従事者は、業務の履行に適した服装に努め、腕章等により身分を明確にするものとする。
- 2, 履行現場は、常に環境整備等に留意すること。
- 3, 本業の履行のための設備の運用停止期間は必要最小限に止め工程表等に明示しておくこと。

第14節 業務の一時停止

業務履行途中、監督職員の指示により業務の一時停止の要請を受けた場合は、これに従うものとする。

第15節 臨機の措置

従事者は業務履行途中、施設等に異常を感知した場合、もしくは異常発生が予見できる場合は、速やかに監督職員と協議し、指示を受けるものとする。

第 16 節 業務の実施時期

- 1, 業務対象期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日とする。
- 2, 業務の実施時期は監督職員と協議のうえ決定する。
- 3, 本業務履行対象設備は、気象や水象等に応じて業務が出来ない場合がある。よって、予備日を必ず設定しておくものとする。ただし、気象、水象等により変更する場合もある。

第 17 節 完了検査

受注者は、業務完了後速やかに第 18 節第 2 項に定める書類を監督職員に提出し、管理技術者の立会いの上、完了検査を受けるものとする。

第 18 節 提出書類

- 1, 受注者は、業務契約後遅滞なく次の各号に掲げる書類を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。
 - (1) 管理技術者届・・・・・・・・・・2 部
 - (2) 従事予定者調書・・・・・・・・・・2 部
 - (3) 業務履行計画書・・・・・・・・・・2 部
 - (4) 業務詳細工程表・・・・・・・・・・2 部
 - (5) その他監督職員が指示したもの

- 2, 業務完了後、速やかに次に掲げる書類を監督職員へ提出するものとする。
 - (1) 業務完了届・・・・・・・・・・1 部
 - (2) 業務報告書・・・・・・・・・・1 部
 - (3) 業務写真集・・・・・・・・・・1 部
 - (4) 作業日報・・・・・・・・・・1 部
 - (5) 電子納品 (CD)・・・・・・・・・・2 枚

第 19 節 質 疑

本特記仕様書に記載なき事項及び、業務履行に当たって疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

第2章 ダム管理設備等点検

第1節 点検内容

本業務の履行範囲は、大野ダム・畑川ダム設置のダム管理設備等の巡回・定期点検、臨時点検、保守等に関する業務とする。

1. 巡回点検業務（外観機能点検）概要

巡回点検を実施するダム管理設備等は、以下のとおりとする。

- ※ 大野ダム管理所・畑川ダム管理所
 - ※ 大野・鉢伏山頂中継局
 - ※ 観測・警報局（島・静原・田歌・知見・佐々里・盛郷・河内谷・洞・山家・本庄・安栖里・広瀬、畑郷・黒瀬）
- ◎島・田歌については雨量と水位局があるため2カ所とする。

点検項目		大野ダム関係 数量	畑川ダム関係 数量
電灯・動力設備	照明器具・分電盤、照明制御盤等・制御盤	14面	15面
管理用発電設備	ストレーナー、配管清掃	—	年8回
構内配電線路・通信線路	ハンドホール・マンホール・架線	12基	15基
外灯設備	外灯	68基	27基
避雷器	耐雷トランス	3箇所（島・山頂・鉢伏）	2箇所（畑郷・黒瀬）
雷保護設備	突針・支持管	15箇所（佐々里・知見・洞・河内谷・静原・田歌・山家・山頂×4・鉢伏・本庄・安栖里・広瀬）	2箇所（畑郷・黒瀬）
接地抵抗	接地抵抗測定	7箇所（佐々里・山頂・鉢伏×2・本庄・安栖里・広瀬）	2箇所（畑郷・黒瀬）
水中ポンプ設備	水中ポンプ	—	3台
空調設備	ユニット型空気調和機	12台	3台
空調設備	有圧換気扇	28台	12台
固定式カメラ	CCTV（監視カメラ、固定式・カラー）	19台	3台
ダム管理設備	ダム管理制御機器（テレ	17箇所（田歌・	3箇所

	メータ・放流警報含む)・ 電源装置・蓄電池	島については各 2 箇所とする	
係船・流木止設備	巡視船及び作業船・流木 止設備・係船設備	1 2 回	1 2 回
緊急対応	監督職員の指示による	30 回	畑川ダムの緊急対応 は大野計上分に対応
水位塔清掃	導水管の土砂の除去	2 箇所 (島・静原)	—
モーターサイレン吹鳴確認	畑川ダムに保管してある 可搬式発電機を用いた警 報局の動作試験	2 回 (本庄・安 栖里・広瀬)	—
ダム堤体水路清掃	監査廊内の水路清掃	—	1 2 回
可搬式発電機・ハンドラー 管理運転	大野ダム、可搬式発電機 1 台・ハンドラー 3 台	1 1 回	—
可搬式発電機 管理運転	畑川ダム、可搬式発電機 1 台	—	1 2 回

2. 点検区分及び内容

2-1 巡回点検（外観機能点検）

- ① 巡回点検業務は、施設、設備、機器等の性能を十分に確保できるように点検するとともに、設備機器の目的、重要度、故障発生頻度、設置環境を考慮して、一定の基準により点検業務を行うこと。
- ② 無線設備の巡回点検業務を行う者は、第3級陸上特殊無線技士以上の資格を要する者を配置しなければならない。

2-2 支給品

本業務において、次のものを無償支給する。

- ① 業務に必要な低圧電力
- ② 設備の運転操作に必要な電力

2-3 設備の操作

本業務の履行に伴い、設備の運転操作を行う場合は、監督職員に操作の可否、操作範囲等の確認を行うものとする。なお、操作前・操作終了後には、必ず監督職員に連絡するものとする。

2-4 異常発見時の対応

- ① 点検の結果、不具合を発見した場合は、不具合状況、原因、修繕若しくは改造方法、改善奨励時期及び概算費用等の検討資料を作成し、不具合報告書により監督職員に報告するものとする。
- ② 不具合箇所のうち、点検結果等に基づき実施する調整・小規模な修理等は本業務に含まれる。
ただし、専門性が高く、高度な技術調査・検討または、相当の費用を要するものについては別途監督職員と協議するものとする。
- ③ 本業務の履行期間中、点検作業時以外で業務対象設備の故障や誤動作等が発生した場合、監督職員の指示により対応を要請する場合があるので、要請に対して即応できる体制を整えておくものとする。
- ④ 受注者は、緊急時、近隣住民に危害を与えることが予想される時は、職員が到着するまでの間、住民への安全確保に勤めるとともに、関係部署の作業指示に従い、協力しなければならない。

2-5 質疑等

受注者は、設計図書に明記されていない事項、または設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第3章 ゲート設備等点検

第1節 点検内容

本業務の履行範囲は、畑川ダムの次の設備の3、6ヶ月点検、年点検・管理運転点検及び簡易な調整・給油脂、清掃並びに試運転まで一切とする。

1. 設備・点検概要

1-1. 畑川ダム

設備名	数量	点検内容
取水バルブ NO1,2,3 取水主・副バルブ 低水取水主・副バルブ	スルースバルブ 8 門	年点検 1 回 6 ヶ月点検 1 回 3 ヶ月点検 2 回 固着防止開閉点検 20 回
貯水位低下バルブ 主バルブ 副バルブ	ジェットフローゲート 高圧スライドゲート 2 門	年点検 1 回 6 ヶ月点検 1 回 3 ヶ月点検 2 回 固着防止開閉点検 20 回
利水バルブ 利水①主バルブ 利水①副バルブ 利水②バルブ	ジェットフローゲート スルースバルブ スルースバルブ 3 門	年点検 1 回 6 ヶ月点検 1 回 3 ヶ月点検 2 回 固着防止開閉点検 20 回
管理用発電機バルブ バイパスバルブ 発電バルブ 上流仕切りバルブ 下流仕切りバルブ 主管仕切りバルブ	バタフライバルブ スルースバルブ 5 門	年点検 1 回 6 ヶ月点検 1 回 3 ヶ月点検 2 回 固着防止開閉点検 20 回 凍結防止対策 2 回
流量計 導水管流量計 利水①流量計 利水②流量計		3 ヶ月点検 4 回
散気曝気設備	スクリーユ圧縮機 11KW 1 台	管理運転・目視点検 4 回

※固着防止開閉点検については月2回実施することとし、年点検・6ヶ月点検・3ヶ月点検を行う月は1回とする。

作業工数は前年度実績により1回半日で点検整備工0.5名×2名＝1名とする。

※管理用発電の凍結防止対策については12月に取り外し、3月に再設置することとする。

取り外し内容は伸縮継ぎ手・潤滑水配管・冷却水配管・圧力センサー3個の取り外し及び再設置とする。

作業工数は前年度実績により1回当たり点検整備工1日×5名とする。

2. 点検区分及び内容

2-1 年点検

1) 専門技術者による洪水期前後点検で、専門的な知識・技術による計測を主体とした点検で適切かつ高度な判断、点検結果に基づく調整、データ解析、補修、技術的所見、改善提案等を含む詳細な専門的点検を行う。

年点検の施工は出水期前（5月中）とする。

2) 防災時及び防災体制に入る恐れのある場合は、設備の点検を行わないものとする。

3) ダム構造物の不具合やゲート設備の著しい腐食状況等、不測の事態により計画していた履行が不可能となった場合は、監督職員と協議する。

2-2 固着防止開閉点検

1) 固着防止開閉点検は操作可能設備について、開閉動作確認を行うこととする。ただし、設備の運用状況等により、開閉動作が行えない場合は、操作範囲について監督職員の指示に従うものとする。

2-3 補修塗装

点検に合わせ部分的にはがした塗装面は、同等の塗料をはけ塗り塗布すること。

2-4 支給品

本業務において、次のものを無償支給する。

- ① 業務に必要な低圧電力
- ② 設備の運転操作に必要な電力

2-5 曝気設備

1) 管理運転点検の点検範囲は、実負荷による管理運転を行いながら施設全般の目視点検、設備の運転機能の確認、運転を通じたシステム全体の故障発見、機能維持を目的に行う点検である。

2) 曝気設備の分解を行い、目視等により施設全般の機能維持を目的に点検を行う。

2-6 立会

受注者は、必要に応じ監督職員の立会を受けなければならない。

ただし、立会の実施日時および実施箇所は、監督職員が定めるものとする。

種別	細別	確認時期	確認内容	備考
点検	立会	ゲート・バルブ 点検時	管内状態確認 運転制御を含む 設備状態確認	
		機側制御盤点検時	盤内状態確認	

2-7 設備の操作

本業務の履行に伴い、設備の運転操作を行う場合は、監督職員に操作の可否、操作範囲等の確認を行うものとする。なお、操作前・操作終了後には、必ず監督職員に連絡するものとする。

2-8 異常発見時の対応

- ① 点検の結果、不具合を発見した場合は、不具合状況、原因、修繕若しくは改造方法、改善奨励時期及び概算費用等の検討資料を作成し、不具合報告書により監督職員に報告するものとする。
- ② 不具合箇所のうち、点検結果等に基づき実施する調整・小規模な修理等は本業務に含まれる。
ただし、専門性が高く、高度な技術調査・検討または、相当の費用を要するものについては別途監督職員と協議するものとする。
- ③ 本業務の履行期間中、点検作業時以外で業務対象設備の故障や誤動作等が発生した場合、監督職員の指示により対応を要請する場合があるので、要請に対して即応できる体制を整えておくものとする。

2-9 質疑等

受注者は、設計図書に明記されていない事項、または設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。